

九月定例会

# 一般質問で

## 公害・中学統合出る

町議会第七回九月定例会は、二十八日に役場会議室で開催、午前九時から午後四時五十三分まで十

# 富士川

富士川町役場発行  
富士川町岩淵121番地  
No. 123 昭和45年9月30日 特集号

町議案を審議、それぞれ原案どおり可決、採択しました。

会議は、まず議長報告、町長諸般報告、委員長報告から始まり、続いて斎藤昌巳、渡辺清、太田義雄の三議員の一般質問がありました。

当日の案件・大部分次号で詳報

- ① 45年度一般会計補正予算
- ② 水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ③ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 土地開発基金に関する条例と土地取得特別会計に関する条例
- ⑤ 町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- ⑥ 教育委員の任命についての同意
- ⑦ 土地採納について
- ⑧ 財産取得
- ⑨ 都市計画町道の計画決定
- ⑩ 請願について

### 一般質問

斎藤昌巳議員

(イ) この町にも多くの公害がある。

まず自分たちの所から公害源をなくし、全町民が明るい健康な生活を営めるために町が先頭になって取り組むことについて。

(ロ) 学校の環境を調査せよ——とくに一中、二中、二小は、国道・県道に面して、排気ガスや騒音、ホコリに見舞われている。この実態を科学的につかむことは急務だ。

(ハ) 町民は、一、二中の統合問題について強い関心を示しているが、この問題は単に教育行政問題としてだけでなく、町全域の諸問題と総合的に解決していく必要があるが

町長の回答

(イ) 富士川火力に関連した大気汚染公害、日軽金のフッソ公害、山砂利採取にともなう災害の防止問題最近大きく問題化してきた産業廃棄物等ゴミ公害、田子浦のヘドロ処理に関連しての工場汚水対策等

公害問題は山積、深刻化しているわたくしは、これらの公害に対しあくまでも前向きにその解決と行政措置を講じ、住民福祉の向上に努力を重ねる決意だ。

(ロ) 近々、騒音・排気ガス等の調査を県の協力を得て実施することになっていて、根本的には国道と県道の両バイパスの早期実現以外には解決されない。今後町民の声を背にして町や県に対し強力な運動をする。

(ハ) 一、二中統合問題に関しては、

統合の可否の基礎調査、統合校舎建設地として適当な場所の予想をねり、九月二十五日には、議会代表、教育委員等と候補地の下見を行なった。十月早々に第二回教育懇談会および中学PTAとの協議を行ない具体化していく。

渡辺清議員

(イ) 三町合併問題において、町民の理解のための努力がたりなかったその反省のうえにたつて今後の行政を進めなければならぬと思う(ロ) 今後の計画的、重点的の施策と行政の均衡について。

(ハ) 中学校の教育環境について。

(ニ) 社会教育について——他町村に比較して進んでいるが、これは関係者の努力によるものだが、依然人員は不足している。

町長回答

(イ) (ロ) 三町合併問題は、お説のとおり、町民に対する説得努力が不足したこと、当面する問題処理が町民に十分理解されなかったのが原因で、為政者として、この点深く反省し、今後の行政遂行に支障のないよう配慮する。

今後の施策については、目下、合併資料を生かし、総合町政のビジョンと建設計画についての検討を進めているが、当面する中学統合庁舎建設、都市計画、住宅建設

などを含め、住民福祉と町政発展

のため、調和のとれた行政を行なう。

(ハ) 斎藤議員の質問と重複、省略(ニ) 町の社会教育は、社会教育委員文化財専門委員および体育指導委員等の協力で所管事項が極めて円滑にかつ前向きに振興しており、感謝にたえない。社会教育担当者増員の必要性も痛感しており、近く一名増員する考えだ。

太田義雄議員

(イ) 公害対策について伺いたい。(ロ) 産業廃棄物等処理対策について(ハ) 富士川河川敷の利用について——運動場を造成したらどうか。

町長の回答

(イ) 斎藤議員の質問と重複、省略。(ロ) 本日、これに関し、企業側からの請願も出ているが、ゴミの廃棄は大きな社会問題となっている。庵原三町として、広域ゴミ処理対策協議会というようものを三町

当局、議会および企業代表により構成し、今後のゴミ処理問題解決に取り組んでいくことが最善ではないかと考える。今後よりいっそう二町と協調して進み、来年三月河川敷使用不許可の壁もなんとか打開し、時間を稼いで抜本的対策を構う必要がある。

(ハ) 建設省に運動して町民運動場を表現させ、町民も企業の従業員も自由に使用するという具合にした

# 水道料金等変わる

一般は来年四月から

## 九月定例会で給水条例改正

今回、水道料金を含め条例が改正になりました。ご承知のように水道料金は直接家計にひびくため、低料金であるのが望ましいわけですが、水道も一つの企業であり、料金収入で運営しなければならぬというところが法律で決められておりますのでこの改正になった次第です。

今までの料金は、昭和四十年に決められ、この間経営合理化等により支出を極度に節約しつつ運営してきたので、富士川町では特に安く一日十円に満たない世帯が大部分です。どうかこの趣旨をご了解のうえ、衛生的、文化的な町づくりにご協力ください。

以下改正点についてご説明いたします。

## 水道料金

別表のとおりですが、各水道とも、一般家庭は、明年四月分から実施され、学校や、サービスイヤ、その他工事に使う料金等はことし十月分の水道料金から適用されます。

改正された点は、木島は人数制一本になり、五人世帯までが月額二〇〇円で一人増すごとに三〇円加算されます。松野、室野については基本料金が五十円値上げ超過料金は一立方メートル

が無償となり、二十五ミリ以上のメーター使用量は従来どおり有償貸与です。

## 加 入 金

本年九月二十八日以後に新たに給水申込みのあった分から申込みの際の額を納入することになります。

(イ) 二〇ミリ管以下のときは一米リにつき千円、二十五ミリ以上の管のときは一米リ越えるごとに五千円を加えた額、すなわち一般家庭では通常一万三千円の加入金が必要です。

(ロ) 細い管を太くするときは、その差額を納めることになります。

## 開栓手数料

貸家に転居してきても届けなければ水は出ません。開栓請求書(用紙は水道課にあります)に五百円を添えて届出てください。

## 工 事 人

今までは、経験のある業者なら誰でも屋内に配管工事をする事ができましたが、これから

は町が認めた公認業者でなければ新設は勿論、増設、修繕等一切の水道工事はできません。これは依頼する町民の利益を保護するため、配管後自然の状態で漏水があったり、その他都合なことがあれば半年間は無償で修繕させる義務を負わせたり役場への申込手続を皆さんに代って行なうことになっております町が指定した公認業者は次のとおりです。なお、水道課の直営工事も当分の間従前どおり行なっております。

### 公認業者氏名

- 蒲原町中 中部日本管工(株)
- 大石静治 (5)四一八八
- 蒲原町蒲原 蒲原設備工業
- 河原義則 (5)三九一八
- 蒲原町蒲原 中西水道工業所
- 中西正巳 (5)二九四八
- 町内新町 小永井設備
- 小永井幸作(株)〇八七六
- 蒲原町蒲原 青山管工(株)
- 青山 義 (5)二〇四〇
- 町内旭町 斎藤鉄工所
- 斎藤万平 (株)〇二六七
- 町内半在家 宇佐美設備工業
- 宇佐美義彦(株)二一〇七
- 富士市市大宮町(株)アシザワ設備
- 芦沢順治 (株)一八〇三
- 富士市市伝法 望月管工
- 望月芳美 (株)六〇五三
- 富士市市天間 望月水道工務店

## 改正水道料金表

45・9・28議決

望月 修 ①三七六三  
富士市鮫島 静一管設  
山田一司 ②七五八四

区 分	基本料金(月額)		超過料金1m <sup>3</sup> につき	適用年月日
	水	量 料 金		
木島地区 松野・室野 上野十 四共施設 矢公サエリヤ 工事用(含臨時用) 防火水そう 演習	5人まで	200円	1人増す毎に	30円
	10m <sup>3</sup>	200		20
	10m <sup>3</sup>	230		30
	定 額	200		10
	10m <sup>3</sup>	200		10
	20m <sup>3</sup>	800		40
	1m <sup>3</sup>	40		40
	10m <sup>3</sup>	400		40
	40m <sup>3</sup>	500		20
	開栓1分につき			
				46年4月から
				新規加入者は上水道料金
				45年10月から
				〃
				〃
				〃